商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2018年7月23日（月）発行
No.289

名古屋北部民主商工会
名古屋市北区大野町三丁目１９番地
TEL（052）915-8111　FAX（052）915-8114
E-MALE jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

簿記・パソコン教室がスタート

7月12日(木)午後2時から、「簿記パソコン教室」の第1回が開かれ、2人が参加しました。

（大雨のため7月5日には1人が参加）参加した方は「学校で簿記を勉強したことがあるけど、ほとんど忘れてしまった。勉強して自分の会社の決算ができるようになりたい」「夫の会社の経理ができるように、しっかり勉強したい」と皆さん意欲満点。

第1回では、簿記とは、その目的とはたらき・単式簿記と複式簿記の違い、なぜ現金出納帳が大事なのか、沢田事務局員が講師を務め、順に説明していきました。今回の参加者は、全員女性で年齢も近いので、教え合えるよう交流もしていきたいと思います。

国民健康保険料の減免申請を

名古屋市の国保料の通知に「あなたの世帯は『保険料の減額』に該当している世帯です」と書いた紙が入っている方は、申請すれば「特別軽減－被保険者一人につき年間2000円」が減免されます。

一宮市などでは、特別軽減は自動的に行われて通知されますが、名古屋市では申請しないと減免されません。そのため、名古屋市では該当者全員の3割程度しか予算計上していません。民商や労働組合や医療団体が「自動的に減免してほしい」と交渉するなかで、該当者には手紙が同封されるようになりました。ぜひ、区役所へ出向いて減免の手続きをしてください。

他にも、所得激減の減免制度や、障害者手帳を持っている方や寡婦、寡夫に当てはまる方に対する減免制度などいくつかの制度がありますので、気になった方は民商にご相談ください。

猛暑にめげず「なんでも相談会」ビラを配布

7月15日(日)午前9時に事務所に6人、西区の庄内通付近に3人が集合して「なんでも相談会」のビラを合わせて1，800枚を、周辺の集合住宅などに配りました。

北区の事務所には、前田拡大推進委員長はじめ、井浪、大谷の両副会長と山田支部の横山さん、事務局2名の6人、西区には西支部長の宮内さんと岩田さん、事務局の3人が集合。

井浪さんのビラ配りの手際の良さに一緒に配っていた大谷さんもあらためてビックリ。

庄内通周辺では「ビラ配布禁止の張り紙があるところが増えた」「美容院がこんなにたくさんあって、家賃を払ってやっていくのは大変だろうね」「飲食店もまだまだ多い」と気づく点も。

「これで一人でも、相談に来てくれるとうれしいな」とは、汗ビッショリで配った皆さんの共通の願いです。

西日本豪雨被害支援募金への ご協力をお願いします

先日発生した西日本豪雨によって、広島県、愛媛県をはじめ甚大な被害が発生し、民商の会員も被災しています。

7月16日付商工新聞によれば、愛媛県大洲民商では会員の14%が被災、広島県の竹原市や尾道市では、会員が所有する建物が全壊、ほかの地域でも多くの被害が出ています。

ところによっては、物資の輸送や配布が難しい現状があるようですので、募金を少しでも集めて応援の気持ちを送りましょう。

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商のホームページはコチラ